

農業後継者定着及び新規就農者誘致特別措置要領

1. 目的

本町における農業の発展に資するため、農業後継者及び枝幸町において新たに農業を営む者（以下「新規就農者」という）に対し、特別な優遇措置を講じるとともに、新たに農業を営もうとする就農研修者等（以下「就農研修者等」という）に対し必要な支援を行い農業後継者の定着と、新規就農者の誘致促進を図ることを目的とする。

2. 新規就農者の定義

新規就農者とは、次の号の何れにも該当し、認定を受けた者とする。

- (1) 心身共に健康で、年齢が概ね23歳以上40歳未満の者で新に農業経営を営む者。
- (2) 酪農経営においては、乳牛の飼育頭数が成牛換算で概ね30頭以上の営農計画を有する者。
- (3) 経営が成り立つ農用地面積を確保できる者。
- (4) 近代的農業経営を維持管理する能力と経験を有する者。
- (5) 組合長が特に認めた者。

3. 新規就農者の申請

優遇措置を受けようとする新規就農者は、あらかじめ農業経営計画書その他必要事項を記載した認定申請書を組合長に提出しなければならない。

4. 新規就農者の認定

組合長は、申請書を受理したときは、遅滞なくこれを審査し認定の可否を申請者に通知する。

5. 優遇措置の内容

- 1) 新規就農者の認定を受けた者に対し、次の助成措置を講ずる。
 - (1) 就農時に乳牛（初妊牛等）1，000千円以内を助成する。
 - (2) 理事会で認めた場合は肉牛も認める。
- 2) 農家子弟が後継者として就農したとき、次の助成措置を講ずる。
 - (1) 就農時に乳牛（初妊牛等）1，000千円以内を助成する。
 - (2) 理事会で認めた場合は肉牛も認める。
 - (3) 助成金を受けようとする後継者は、農業実行組合長、酪農振興会長の推薦書を添えて組合長が別に定める申請書を提出しなければならない。

6. 海外研修助成

農業後継者が農協の指定する海外研修に参加する場合、旅費の一部を助成することができる。

7. 助成金の返還

次の各号に該当するものに対しては、既に助成した助成額の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 助成が終了した翌年度から、農業経営及び農業従事を5カ年以内に廃止し又は休業したとき。
- (2) この組合の地域活動及び事業活動に参加出来ない者。
- (3) 不正行為により助成を受けたとき。

8. 就農研修者等の定義

就農研修者等とは、次の各号の何れにも該当し、認定を受けた者とする。

- (1) 枝幸町において新たに農業を営もうとする者。
- (2) 農業経営に旺盛な意欲と能力を有していること。
- (3) 概ね18歳以上40歳未満であること。
- (4) 経営が成り立つ就農計画であること。
- (5) 当組合が開催する就農者研修会に参加していること。
- (6) 組合長が特に認めた者

9. 就農研修者等に対する支援措置

就農研修者等が研修を開始した月より別表1に掲げる支援措置を行う。ただし研修開始が月の途中からの場合は日割り計算とする。

10. 支援金の返納

就農研修者等は、支援金を受けている途中で、新規就農を断念せざる得ない場合については、支援金の全部又は一部を返納しなければならない。

11. その他

この要領に定めるもののほか、この支援に必要な事項は組合長が別に定める。

この要領は、平成28年12月8日より制定する。

この要領は、平成29年2月6日より一部改正する。

別表1 (9. 就農研修者等に対する支援措置関係)

支援措置名	支援対象経費	支援金の額	支援の期間	支援対象者
営農研修者等 支援金	就農研修者等に対する研修手当	1名当たり1ヶ月研修手当は10万円以内とする。 但し、家族構成、又は経験により協議する。	原則2年以内	就農研修者等